

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方^{*}は、申請により最長1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて相当（概ね20%以上）減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人事業税、法人事業税、法人県民税、不動産取得税などほぼすべての税目^{*}が対象となります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

(注) 自動車の登録時に課される自動車税環境性能割・自動車税種別割、狩猟税は対象外です。
※個人住民税、固定資産税などについては、お住まいの市町村にお問合せください。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

問合せ先

東部県税事務所	0857-20-3509（自動車税種別割以外の県税） 0857-20-3511（自動車税種別割）
中部県税事務所	0858-23-3106
西部県税事務所	0859-31-9615（自動車税種別割以外の県税） 0859-31-9617（自動車税種別割）